

**デジタル時代に対応した
著作権施策の在り方について
(これまでの経緯と今後の対応)**

これまでの経緯①

- 昭和45年の現行著作権法の制定以降、デジタル化・ネットワーク化の進展をはじめとした社会状況の変化に対応し、**累次にわたる制度改革**を実施。
- 特に、近年は、**デジタル・ネットワーク技術を活用した著作物利用の円滑化等**の観点から、**新たな権利制限規定を創設**するなどの対応を、短期間で進めてきている。
(※) あわせて、**インターネット上における著作物の不正流通等の防止のための法整備**や、**権利情報データベースの構築など運用面の取組**も実施。

【近年の主な制度改革（デジタル・ネットワーク関係）】 ○：利用円滑化 ●：権利保護

平成21年著作権法改正

- インターネット情報検索サービスに関する権利制限規定の創設
- ネットワーク上での送信の効率化等のための権利制限規定の創設
- インターネット販売等における美術品等の画像掲載に関する権利制限規定の創設
- 情報解析研究に関する権利制限規定の創設
- 国会図書館における所蔵資料のデジタル化に関する権利制限規定の創設
- 違法にアップロードされた音楽・映像のダウンロードの違法化 等



平成24年著作権法改正

- 国会図書館による絶版等資料の公衆送信に関する権利制限規定の創設
- 技術の開発や実用化試験のための利用に関する権利制限規定の創設
- 違法にアップロードされた音楽・映像のダウンロードの刑事罰化 等



平成26年著作権法改正

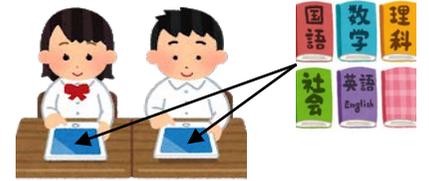
- 電子書籍に対応した電子出版権の整備



これまでの経緯②

TPP協定締結に伴う著作権法改正（平成30年）

- アクセスコントロールの回避行為等に対する規制の創設
- 配信音源の放送での利用に対する報酬請求権の付与



デジタル教科書に関する著作権法改正（平成30年）

- デジタル教科書への著作物の掲載等に関する権利制限規定の創設



平成30年著作権法改正

- イノベーションの創出等に資する柔軟な権利制限規定の整備
 - ① 著作物に表現された思想・感情の享受を目的としない利用（例：AIによる深層学習）
 - ② コンピュータにおける著作物利用に付随する利用等（キャッシュ・バックアップ）
 - ③ 新たな知見等を創出するサービスに付随する軽微利用等（情報解析・所在検索サービス）
- オンライン授業等の推進のための権利制限規定の整備
- 美術館等でのデジタル・ネットワーク技術を活用した作品紹介等に関する権利制限規定の整備

令和2年著作権法改正

- インターネット上の海賊版対策の強化
（リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化）
- アクセスコントロール等に関する保護の強化（ソフトウェアのライセンス認証などに対応）
- 写り込みに係る権利制限規定の整備（ネット生配信やスクリーンショット、CG化などに対応）



(※) 次期通常国会での法案提出に向け、①放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化や、②図書館関係の権利制限規定のデジタル・ネットワーク対応を検討中

問題の所在及び今後の対応

ブロックチェーン・フィンガープリントをはじめ、デジタル・ネットワーク技術の更なる発展を背景にして、例えば、以下のように、コンテンツの創作・流通・利用を巡る状況が大きく変化しつつある。

- ・ 国際的なコンテンツプラットフォームの影響力拡大
- ・ コンテンツと媒体（メディア）との結びつきの多様化
- ・ 誰もがコンテンツの制作者となり得る UGCの流通環境の整備
- ・ コンテンツ関連ビジネスの 収益構造の変化（例：広告モデル、投げ銭モデル）

知的財産推進計画2020

デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた 著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020年内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

【今後の対応】

- 8月から、知的財産戦略本部・構想委員会の下に設置されるタスクフォースにおいて関係者ヒアリングを行いつつ、具体的な課題及び検討の方向性を議論・整理（年内）。
- それを受け、文化庁において検討が必要となる事項について、来年1月以降、基本政策小委員会で、制度・運用の両面から著作権施策の在り方を議論いただく予定。